

## 4. 岡山大学学部共通規程

平成 16 年 4 月 1 日  
岡大規程第 72 号

### 第 1 章 学生証

(携帯)

第 1 条 学生は、学生証を常に携帯しなければならない。

(提示)

第 2 条 学生証は、岡山大学（以下「本学」という。）の職員から請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。

(返納)

第 3 条 学生証は、卒業、退学、除籍等学籍を離れたときは、直ちに返納しなければならない。

(再交付)

第 4 条 学生証を紛失し、汚損し、又は有効期間が経過したときは、再交付を受けなければならない。

### 第 2 章 身上異動

(宿所、連絡者の届出)

第 5 条 学生は、その宿所及び親族又はこれに代わる連絡者を毎学年の始めに、所定の様式により、所属する学部長に届け出なければならない。

2 宿所及び連絡者の変更、その他の身上異動は、その都度速やかに所属する学部の長に届け出なければならない。

### 第 3 章 服装

(服装)

第 6 条 服装は、本学の学生として品位を保ち得るものでなければならない。

### 第 4 章 健康診断

(健康診断)

第 7 条 学生は、毎年 1 回以上本学施行の健康診断を受けなければならない。

### 第 5 章 欠席

(欠席)

第 8 条 学生が連続して 1 週間以上欠席するときは、病気の場合は医師の診断書を、その他の場合は、理由書を添付して、速やかに所属する学部の長に届け出なければならない。

### 第 6 章 団体、集会等

(学内団体の結成)

第9条 学生が学内における団体（以下「学内団体」という。）を結成しようとするときは、所定の様式により学長に届け出ることを要する。

2 団体の会則その他の届出事項を変更しようとするとき、又はその団体が学外団体に加入しようとするときも同様とする。

(集会)

第10条 学生が学内において集会しようとするときは、集会責任者は、その期日の2日前までに、所定の様式により1学部限りの構成員をもってする集会においては、その学部の長に、その他の場合は学長に届け出るものとする。

(集会場所の借用)

第11条 学生が教室、体育館等本学の施設を集会等のために使用しようとするときは、その責任者は、使用期日の2日前までに学長又は関係学部の長に願い出て、許可を受けなければならない。

(学外者の招へい等)

第12条 学生が学外から特別指導者、講演者、コーチ等を招へいしようとするとき又は学外団体若しくは学外者と共同して学内において集会等を行おうとするときは、その期日の5日前までに学長に願い出て許可を受けなければならない。

## 第7章 掲示、印刷物の配布等

(掲示、印刷物等)

第13条 学生が本学構内で掲示及び印刷物の配布、その他一般を対象とする行為をしようとするときは、あらかじめ所定の様式により学長又は所属する学部の長に届け出るものとする。

(学外での行事)

第14条 学生が学外において本学又は本学学部の名を使用して行事を行おうとし、又はビラ・ポスターの掲示又は配布をしようとするときは、学長又は関係学部の長の許可を受けなければならない。なお、学内団体が学外において行事を行おうとするときは、あらかじめ所定の様式により学長に届け出るものとする。

## 第8章 雑則

(行為の禁止)

第15条 学生の団体及び行為が本学の機能を害し、又はその秩序を乱し、その他学生としての本分に反すると認められるときは、これを禁止することがある。

(規程の準用)

第16条 聴講生、科目等履修生、特別聴講学生、専攻生、研究生及び委託生についてもこの規程は準用されるものとする。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 5. 岡山大学学部共通規程取扱

(平成16年4月27日 学生指導協議会決定)

### (第1章 学生証関係)

- 一 1 学生証については、別に定める。

### (第2章 健康診断関係)

- 二 1 健康診断の結果について、証明書の交付を受けようとするときは、学部長を経て保健管理センター所長に願い出なければならない。

### (第3章 団体、集会等関係)

- 三 1 学内団体を結成しようとするときは、責任代表者3名（本学学生に限る）以上、並びに顧問の教員1名（関係学部の教授、助教授又は講師）を定め、顧問教員及び責任代表者の署名をもって届け出るものとする。  
なお、この届出書は毎年5月末日に更新し、学長に届け出なければならない。この際届出のない団体は、解散したものとみなす。
- 2 場合によっては、集会場所の借用願をもって、集会届に代えることができる。
- 3 平常借用している場所で、借用の目的の範囲内で集会する場合は、届出を要しない。
- 4 集会等のための本学施設の使用は、4月1日より9月30日までは17時30分限り、10月1日から翌年3月31日までは17時限りとする。  
ただし、特に必要と認められる場合は、この限りではない。
- 5 使用の許可を受けた者は、その集会のために生じた事項について一切の責に任ずる。
- 6 集会は、講義その他学校の行事に支障をきたさないように行わなければならない。

### (第4章 掲示、印刷物の配布等関係)

- 四 1 掲示については、次の事項を守らなければならない。
- イ ビラ・ポスターの類には、すべて責任者の学部・所属部会・氏名及び貼付け期間を明記し、学長又は関係学部長の届け出済み印を受けること。
- ロ 掲示期間は、1週間以内を原則とすること。
- ハ 所定の場所以外には、掲示しないこと。ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない。
- ニ 掲示用紙の規格は原則としてB3版（新聞紙1ページ大）までとすること。
- ホ 掲示期間を経過したものは、責任者において速やかに撤去すること。
- ヘ 前各項に反するものは撤去没収することがある。
- 2 一般を対象とする行為とは、掲示・印刷物その他物品の配布・立看板・標識の使用・装飾・デモンストレーション・署名運動・投票・調査・募集・演説及び拡声器

の使用その他の高音を伴う行為等が含まれる。

- 3 署名運動・投票及び調査の責任者は、その結果については届け出先に報告することを要する。
- 4 第13条について、特に金銭の收受を伴う行為の責任者は販売行為の場合を除き、金銭の収支計算書を届け出先に提出するものとする。

## 6. 岡山大学医学部規程

平成 16 年 4 月 1 日

岡大医規程第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成 16 年岡大則第 1 号）及び岡山大学学則（平成 16 年岡大則第 2 号。以下「学則」という。）の規定に基づき、岡山大学医学部（以下「本学部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学部の目的)

第 2 条 本学部は、医の倫理に徹し、科学的思考法と高度の医学的知識を体得し、社会的信頼を得るに足る臨床医及び医学研究者を養成すること並びに高い臨床能力を持つ医療技術者及び医療技術科学の研究者を養成することを教育目的とし、もって人類の健康と福祉に貢献することを使命とする。

(自己評価等)

第 3 条 本学部は、本学部に係る点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、岡山大学（以下「本学」という。）の職員以外の者による検証を受けるよう努めるものとする。

3 自己評価に関し必要な事項は、別に定める。

(教育研究等の状況の公表)

第 4 条 本学部は、教育内容及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(組織的研修等)

第 5 条 本学部は、教員の教育内容及び教育方法の改善を図るため、組織的な研究及び研修を実施するものとする。

(学科及び専攻)

第 6 条 本学部に次の学科を置く。

医学科

保健学科

2 保健学科に次の専攻を置く。

看護学専攻

放射線技術科学専攻

検査技術科学専攻

(副学部長)

第 7 条 本学部副学部長を置く。

2 副学部長に関し必要な事項は、別に定める。

(学科長)

第 8 条 本学部各学科に学科長を置く。

2 学科長に関し、必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第9条 本学部に、岡山大学医学部教授会（以下「教授会」という。）を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(教育課程の編成方法等)

第10条 本学部の教育課程は、教養教育科目及び専門教育科目により編成する。

2 教養教育科目の授業科目名等は、別表第1のとおりとする。

3 専門教育科目の授業科目名等は、医学科にあつては別表第2，保健学科にあつては別表第3のとおりとする。

4 前項の規定にかかわらず、必要あるときは、教授会の議を経て、特別の授業科目を開設することがある。

(履修方法及び上限単位等)

第11条 医学科の学生は、学年の始めの定められた期日までに、その年度に履修しようとする授業科目（専門教育科目の必修科目を除く。）を学部長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、後期において開講する授業科目については、後期の始めに追加又は変更を認めることがある。

2 医学科の学生が、学年の中途において開講する授業科目を履修しようとするときは、別に定める期日までに学部長に届け出て承認を受けなければならない。

3 保健学科の学生は、学年の始めの定められた期日までに、その年度に履修しようとする授業科目を学部長に届け出て承認を受けなければならない。ただし、後期において開講する授業科目については、後期の始めに追加又は変更を認めることがある。

第12条 学則第8条第2項の規定に基づき学生が1年間に履修科目として登録できる教養教育科目の単位数の上限は、次のとおりとする。

医 学 科 39 単 位

保 健 学 科 30 単 位

(授業の方法)

第13条 本学部の授業は、講義、演習、実験及び実習により行う。

2 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

3 学部長は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 学部長は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

第14条 医学科の授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

二 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

三 実験については、45時間の授業をもって1単位とする。

四 実習については、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 保健学科の授業科目の単位の計算方法については、次の基準によるものとする。

- 一 講義及び演習については、15 時間又は 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 実験及び実習については、30 時間又は 45 時間の授業をもって 1 単位とする。

(受験資格)

第 15 条 学生は、各科目につき所定の期間講義、演習、実験及び実習に出席しなければ、試験を受けることができない。

(受験の順序)

第 16 条 医学科の学生は、基礎医学の試験に合格しなければ、臨床医学の最終試験を受けることができない。

(成績評価基準)

第 17 条 学則第 12 条の規定に基づき、各授業における授業の方法及び計画並びに成績評価基準については、講義要覧等により学年の始めに公表する。

(単位の認定及び成績の判定)

第 18 条 単位の認定は、前条に規定する成績評価基準に照らし、試験の成績等により授業担当教員が行う。

- 2 成績の判定は、優、良、可及び不可とし、可以上をもって合格とする。ただし、必要と認める場合は、優、良及び可の評価に代えて、修了又は認定とすることができる。

(他学部における授業科目の履修)

第 19 条 本学の他の学部の授業科目を履修しようとするときは、学部長を経て、当該学部長に願い出て許可を受けなければならない。

- 2 本学部が教育上有益と認めるときは、前項の規定により履修した授業科目について修得した単位を、卒業の要件となる単位として認定することができる。

(他の大学の授業科目の履修)

第 20 条 本学部が教育上有益と認めるときは、本学部の学生に他の大学（外国の大学を含む。）の授業科目を当該大学との協議に基づき履修させることがある。

- 2 前項の履修を希望する学生は、学部長に願い出て許可を受けなければならない。
- 3 前 2 項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、60 単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を認定することができる。
- 4 前項の単位の認定は、当該大学の交付する成績証明書等により教授会が行う。

(他の大学以外の教育施設等における学修)

第 21 条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他大学設置基準第 29 条に基づき文部科学大臣が定める学修を、前条の規定により認定する単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。

- 2 前項の単位の授与は、当該学修に係る成績証明書等により教授会が行う。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 22 条 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学部に入學する前に、本学又は他の大学（外国の大学を含む。）若しくは短期大学（外国の短期大学を含む。）で履修した授業科目について修得した単位（大学設置基準第 31 条に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学部に入學した後の本学部における授業科目の履修に

より修得したものとみなし、単位を認定することができる。

- 2 本学部が教育上有益と認めるときは、学生が本学部に入學する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学部における授業科目の履修とみなし、単位を授与することができる。
- 3 前2項の規定により、認定又は授与することのできる単位数は、転学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、前2条により本学部において修得したとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 4 第1項及び第2項の単位の認定又は授与は、当該大学等の交付する成績証明書等により、教授会が行う。

(試験及び履修等に関する規程)

第23条 この規程に定めるもののほか、試験、履修等に関し必要な事項は、別に定める。

(第3年次編入学)

第24条 学則第25条の規定により3年次に編入学した者の在學すべき期間は、学則第4条に規定する修業年限から2年を控除した年数とする。

- 2 3年次に編入学した者の在學期間は、前項の在學すべき期間の2倍の年数を超えることができない。

(転学及び転学部等)

第25条 学則第29条第1項の規定により、保健学科に転学部又は転学科(以下「転学部等」という。)を志願する者がある場合は、選考の上、転学部等を許可することがある。

- 2 保健学科の学生で、他の専攻に転専攻を志願する者がある場合は、選考の上、転専攻を許可することがある。
- 3 他の大学又は本学の他の学部へ転学又は転学部を希望する者は、学部長に願い出てその許可を得なければならない。
- 4 新たに入学を志願する者の例によって本学の他の学部又は本学部の他の学科若しくは他の専攻へ入学を志願する場合は、在學のままでよい。ただし、学部長の許可書を出願の際願書に添えなければならない。

(在學期間の通算)

第26条 前条の規定により転学部等を許可された者の在學期間の通算の認定は、教授会において行う。

(願による退學)

第27条 学生が疾病その他やむを得ない事情により退學しようとするときは、所定の書式でその旨を学部長を通して学長に願い出て、学長の許可を受けなければならない。

- 2 学部長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、教授会の議を経て、当該学生に対して退學を勧告することができる。

(卒業の要件)

第28条 卒業の要件は、本学部の医学科にあつては6年以上在學し、別表第1及び別表第2に掲げる授業科目の中から別表第4に定める単位数を、保健学科にあつては4年以上在學し、別表第1及び別表第3に掲げる授業科目の中から別表第4に定める単位数を修得するものとする。

- 2 第3年次に編入学した者については、別に定める。

(科目等履修生)

第 29 条 本学の学生以外の者で、本学部の授業科目の履修を志願する者があるときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生の取扱いについては、別に定める。

(特別聴講学生)

第 30 条 他の大学（外国の大学を含む。）の学生で本学部の特別聴講学生を志願する者があるときは、本学部の授業及び研究に支障のない限り、当該大学との協議に基づき、これを許可することがある。

(研究生)

第 31 条 本学部の授業担当教員の指導を受けて、特定の事項について研究しようとする者があるときは、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生として入学を許可することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

一 大学卒業者又は医学専門学校卒業者

二 授業担当教員が前号と同等以上の学力があると認めた者

第 32 条 研究生の入学の時期は、毎月 1 日とする。

2 研究生を志願する者は、所定の願書を授業担当教員を経て学部長に提出しなければならない。

第 33 条 研究生の在学期間は、1 年以内とする。ただし、引き続き研究を必要とする者には、本人の願い出により在学期間の延長を許可することがある。

(研究費)

第 34 条 研究生の研究に要する費用は、教室の設備に附帯するもののほか、すべて自費とする。ただし、場合により特に研究材料を支給することがある。

(雑則)

第 35 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は教授会の議を経て定める。

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 15 年度以前の入学者については、岡山大学医学部規程等を廃止する規程（平成 16 年岡大医規程第 2 号）により廃止された岡山大学医学部規程（平成 7 年岡山大学医学部規程第 1 号）の例による。

附 則

この規程は、平成 16 年 7 月 13 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 16 年度以前の入学者については、所属専攻の履修指導により、所定の科目を履修しその単位を修得するものとする。

附 則

1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 改正後の別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 の規定にかかわらず、平成 17 年度以前の

入学者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 1 8 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表第 1

〔教養教育科目の授業科目名等〕

科 目 区 分		授 業 科 目	単 位 数	
教 養 目	ガイダンス科目	授業科目及び単位については、 岡山大学教育開発センター長が 学年の始めに公示する		
	主 題			学問の世界
	科 目			人間と社会
				健やかに生きる
				自然と技術
	個 別			人文・社会科学
	科 目			自然科学
				生命・保健科学
				情報科学
	育 科 目			外国語科目
ドイツ語				
フランス語				
中国語				
韓国語				
ロシア語				
スペイン語				
イタリア語				
日本語				

別表第 2 省 略

別表第3

〔保健学科の専門教育科目の授業科目名等〕

看護学専攻

授 業 科 目	単 位 数	必 修 選 択 の 別	備 考
(専門基礎科目)			
栄 養 ・ 代 謝 学	2	必修	
形 態 ・ 機 能 学 I	2	必修	
形 態 ・ 機 能 学 II	1	必修	
形 態 ・ 機 能 学 演 習	2	選択	
感 染 免 疫 学	2	必修	
基 礎 遺 伝 子 学	2	選択	
基 礎 病 態 学	2	必修	
臨 床 薬 理 学	1	選択	
保 健 科 学 入 門	2	必修	
ヘルスプロモーション入門	2	必修	
教 育 学 入 門	2	選択	
発 達 心 理 学	2	必修	
臨 床 心 理 学	2	選択	
情 報 数 理 科 学 I	2	選択	
情 報 数 理 科 学 II	2	選択	
医 用 物 理 学	2	選択	
医 用 工 学 入 門	2	選択	
保 健 統 計 学	2	必修	
国 際 保 健 シ ス テ ム 論	2	選択	
国 際 環 境 ・ 衛 生 論	2	選択	
地 域 保 健 環 境 論	2	選択	
保 健 行 政 論	2	必修	
社 会 福 祉 論	2	必修	
(専門科目)			
看 護 学 原 論	1	必修	

授 業 科 目	単 位 数	必 修 選 択 の 別	備 考
IT技術のエビデンスⅠ	1	必修	
IT技術のエビデンスⅡ	1	必修	
看 護 人 間 関 係 論	1	選択	
看 護 過 程 論	1	必修	
健康生活援助論Ⅰ	1	必修	
健康生活援助論Ⅱ	1	必修	
療養生活援助論Ⅰ	1	必修	
療養生活援助論Ⅱ	1	必修	
感 染 看 護 学 I	1	必修	
感 染 看 護 学 II	1	選択	
基礎看護学実習Ⅰ	1	必修	
基礎看護学実習Ⅱ	2	必修	
看護と病態生理Ⅰ	1	必修	
看護と病態生理Ⅱ	1	必修	
成人看護学概論	1	必修	
成人看護学Ⅰ	1	必修	
成人看護学Ⅱ	1	必修	
成人看護学実習Ⅰ	3	必修	
成人看護学実習Ⅱ	3	必修	
老年看護学概論	1	必修	
老 年 看 護 学	1	必修	
老年看護学実習	2	必修	
精神看護学概論	1	必修	
精 神 看 護 学	1	必修	
精神看護学実習	2	必修	
母性看護学概論	1	必修	



## 放射線技術科学専攻

授 業 科 目	単 位 数	必修 選択 の別	備 考
(専門基礎科目)			
栄 養 ・ 代 謝 学	2	必修	
形 態 ・ 機 能 学 I	2	必修	
形 態 ・ 機 能 学 II	1	選択	
形 態 ・ 機 能 学 演 習	2	必修	
感 染 免 疫 学	2	選択	
基 礎 遺 伝 子 学	2	選択	
基 礎 病 態 学	2	必修	
臨 床 薬 理 学	1	選択	
保 健 科 学 入 門	2	必修	
ヘルスプロモーション入門	2	必修	
教 育 学 入 門	2	選択	
発 達 心 理 学	2	選択	
臨 床 心 理 学	2	選択	
情 報 数 理 科 学 I	2	必修	
情 報 数 理 科 学 II	2	必修	
医 用 物 理 学	2	選択	
医 用 工 学 入 門	2	選択	
保 健 統 計 学	2	選択	
国 際 保 健 シ ス テ ム 論	2	選択	
国 際 環 境 ・ 衛 生 論	2	選択	
地 域 保 健 環 境 論	2	必修	
保 健 行 政 論	2	必修	
社 会 福 祉 論	2	選択	
( 専 門 科 目 )			
放 射 線 物 理 学 I	1	必修	

授 業 科 目	単 位 数	必修 選択 の別	備 考
放 射 線 物 理 学 II	1	必修	
放 射 線 物 理 学 III	1	必修	
放 射 線 物 理 学 実 験	1	選択	
放 射 線 計 測 学	2	必修	
放 射 線 計 測 学 実 験 I	1	必修	
放 射 線 計 測 学 実 験 II	1	必修	
放 射 化 学	2	必修	
放 射 化 学 実 験	1	必修	
放 射 線 生 物 学	1	必修	
放 射 線 生 物 学 実 験	1	選択	
放 射 線 機 器 工 学 I	1	必修	
放 射 線 機 器 工 学 II	1	必修	
放 射 線 機 器 工 学 III	1	必修	
医 用 機 器 工 学	1	必修	
医 用 機 器 安 全 管 理 学	1	必修	
放 射 線 機 器 工 学 実 験	2	必修	
医 用 画 像 管 理 機 器 工 学	2	選択	
電 気 工 学	2	必修	
電 気 工 学 実 験	1	必修	
電 子 工 学	2	必修	
電 子 工 学 実 験	1	必修	
医 用 電 子 工 学	2	選択	
シ ス テ ム 制 御 工 学	1	必修	
シ ス テ ム 制 御 工 学 実 験	1	必修	
情 報 工 学	2	選択	
情 報 工 学 演 習	1	選択	



検査技術科学専攻

授 業 科 目	単 位 数	必修 選択 の別	備 考
(専門基礎科目)			
栄 養 ・ 代 謝 学	2	必修	
形 態 ・ 機 能 学 I	2	必修	
形 態 ・ 機 能 学 II	1	選択	
形 態 ・ 機 能 学 演 習	2	必修	
感 染 免 疫 学	2	選択	
基 礎 遺 伝 子 学	2	選択	
基 礎 病 態 学	2	選択	
臨 床 薬 理 学	1	選択	
保 健 科 学 入 門	2	必修	
ヘルスプロモーション入門	2	必修	
教 育 学 入 門	2	選択	
発 達 心 理 学	2	選択	
臨 床 心 理 学	2	選択	
情 報 数 理 科 学 I	2	選択	
情 報 数 理 科 学 II	2	選択	
医 用 物 理 学	2	必修	
医 用 工 学 入 門	2	必修	
保 健 統 計 学	2	選択	
国 際 保 健 シ ス テ ム 論	2	選択	
国 際 環 境 ・ 衛 生 論	2	必修	
地 域 保 健 環 境 論	2	必修	
保 健 行 政 論	2	必修	
社 会 福 祉 論	2	選択	
( 専 門 科 目 )			
病 理 検 査 学	2	必修	

授 業 科 目	単 位 数	必修 選択 の別	備 考
病 理 検 査 学 実 習	2	必修	
細 胞 検 査 学	1	必修	
超 微 形 態 学	1	必修	
組 織 化 学 検 査 法	1	選択	
血 液 検 査 学	2	必修	
血 液 検 査 学 実 習	2	必修	
臨 床 免 疫 学	1	必修	
免 疫 検 査 学	1	必修	
免 疫 検 査 学 実 習	2	必修	
輸 血 検 査 学	1	必修	
応 用 免 疫 学	1	選択	
臨 床 化 学 検 査 学	1	必修	
検 査 自 動 化 論	1	必修	
臨 床 化 学 検 査 学 実 習	2	必修	
高 感 度 計 測 技 術	1	必修	
高 感 度 計 測 技 術 実 習	1	必修	
検 査 管 理 学	1	必修	
一 般 検 査 学	1	必修	
一 般 検 査 学 実 習	1	必修	
臨 床 医 学 総 論	2	必修	
臨 床 病 理 学	2	必修	
臨 床 病 理 学 演 習	1	必修	
医 療 情 報 管 理 学	1	必修	
動 態 解 析 学	1	選択	
生 理 検 査 学	2	必修	
生 理 検 査 学 実 習	1	必修	



別表第4

〔卒業要件単位数〕

学科等 科目区分		医学科	保健学科		
			看護学専攻	放射線技術科学専攻	検査技術科学専攻
教養教育科目		45単位	35単位		
専門教育科目	専門基礎科目	10単位	23単位	22単位	
	専門科目	179単位	66単位	67単位	
	計	189単位	89単位		
合計		234単位	124単位		

注) 履修に当たっては、所属学科の指導を受けること。